

## 港北区剣道連盟倫理ガイドライン

令和2年3月7日制定

### 前文

近年、スポーツ界において指導者の選手に対する立場を利用したハラスメントや、選手の薬物使用などが社会問題となっている。一般財団法人全日本剣道連盟（以下、全剣連）では、その理念や定款に則った健全な組織運営を図るため、倫理に関するガイドラインを策定している。港北区剣道連盟においても、この全剣連のガイドラインを基本とし、それと整合性を取りつつ横浜市港北区地域の剣道愛好者に視点や範囲を合わせ、区ガイドラインを策定した。

#### 【1】肉体的・精神的な暴力行為（バイオレンス）とハラスメントを慎む

我々は、剣道人口が低下している中、剣道のファンを増やしていくという心を持ち、相手の人格を尊重し剣道を行う、あるいは剣道を指導する。

剣道を指導する際には、指導される側の体力や気力にも気を配る。さらに、厳しい指導を行う際にも、暴力行為とは一線を画す。剣道を指導する際に、問題解決の手段として暴言、脅迫、威圧などの言葉における暴力も厳に慎む。

#### 【2】セクシャルハラスメント行為を行わない

我々は、安易に相手が不快に感じる可能性のある性的・性差別的な表現、行為を行わない。セクシャルハラスメントは個人によって受け止め方が異なり、相手の受け止め方によってハラスメントとなることを認識する。

我々は、セクシャルハラスメントを受けた際は、その言動が不快であることを相手に伝え、意思表示する。

#### 【3】薬物使用は行わない

我々は、麻薬や覚醒剤などの薬物の使用は行わない。また、競技能力を高めるためのドーピング行為も行わない。市販薬にすら微量の該当成分が含まれるものがあることを認識し、薬物は使用量を順守し服用する。

#### 【4】金銭の授受を適切に行う

我々は、会費の適正な経費処理を行い使用し、港北区剣道連盟の発展のために使用する。また、年に一度、会計並びにその監査結果を総会で報告する。

役員・監督・指導の役にあたる際は、選手選考、施設・用器具等の購入などにおいて、立場を利用し、直接ないしは間接的に金銭あるいはそれに相当する物品の要求を厳に慎む。

## 【5】安全・怪我の防止に務める

剣道は格技に分類されるスポーツであり、特に激しい稽古をすることもある。我々は、そのような稽古における怪我や事故を最少に抑える努力を活動単位（各支部での通常稽古、港北区主催の合同稽古会など）毎に行う。特に剣道において多く発生する下記の3つの事故に関しては事象発生前後を含めて適切な対策を行う。また、万一事故が発生した場合に備え、4に示す応急措置の訓練を行う。

### 1 熱中症

温湿度を事前に把握し、空調や、適切な間隔の休憩・給水を話し合い確実にする。

### 2 アキレス腱の断裂

稽古開始前の準備体操を十分に行う。

### 3 竹刀の破損による事故

稽古前に竹刀の状態を相互に確認し、破損しかかっている竹刀は使用しない

### 4 事故発生時の応急措置訓練

特に指導的立場にある会員は、定期的に上記事故発生時の応急措置の訓練を行う

## 【6】反社会的勢力との付き合いわない

我々は、反社会的勢力との付き合いを行わない。さらに、スポーツ賭博のような賭け事による間接的な付き合いとなる行為も慎む。

## 【7】合理的な理由なき差別を行わない

我々は、合理的な理由なく人種、民族、性別、年齢による差別を行わない。

以上